

潮海 久雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授

表現の自由からの著作権法体系の再構築

本研究は、著作権の制限規定全般と表現の自由の関係の分析から出発した。とりわけ、近時重要な問題となっている、著作権の侵害主体の問題に焦点をあて、分析をおこなった。具体的な事例は、私的複製機器による **time-shifting**, **space-shifting** 目的の複製、**Peer to Peer** と呼ばれる私人間での音楽ファイルの共有ソフトの提供、プロバイダおよび **Google** などのサーチエンジンである。これらの事例をとおして、表現の自由の視点からデジタル環境における著作権法の体系の変容を検証することを目的とした。

これら三つのタイプの事例において、表現の自由の要請の現れ方ないし著作権の制限規定の適用の仕方は異なっている。しかし、いずれの事例においても、従来の財産権としての著作権法の体系では適切に対応できないほど、デジタル環境における著作物の利用態様が多様化していることから、本研究は、不法行為法の視点、および、表現の自由を含めた積極的外部性を体現する著作権の制限規定による規制を主張した。前者は消極的外部性という視点から、後者については、狭義の表現の自由の保障以外の文化的民主政、情報の流通、情報の再生+A1 産などを包括的に含む積極的外部性という視点から根拠づけた。なかでも、著作権法の体系にどこまで後者の積極的外部性を考慮すべきかが重要であることが明らかとなった。

著作権は排他的権利としての財産権の法律構成を採用しているが、デジタル環境におけるデジタル情報の利用態様の多様化に対応し、不法行為（消極的外部性に対する保護）、ひいては表現の自由を含めた積極的外部性の保護へと、著作物保護の考え方が変容する座標軸を示した。

研究成果

著作権侵害の責任主体に関するわが国判例法理の比較法上の位置づけ

ーテレビ視聴サービスの事例を中心に

知財管理 57 卷 3 号 pp357-376, 2007

サーチエンジンにおける著作権侵害主体・フェアユースの法理の変容

ーnotice および Google Book Search Project における opt-out 制度を中心に

筑波法政 46 号 pp21-57, 2009

著作権侵害の責任主体についての比較法的考察—P2Pの問題を中心として—
筑波大学法科大学院創設記念・企業法学専攻創設15周年記念論集
『融合する法律学（下）

信山社 pp705-771, 2006

著作権侵害の責任主体—不法行為法および私的複製・公衆送信権の視点から—
『現代社会と著作権』 斉藤博先生御退官記念論文

弘文堂 pp197-227, 2008